

我孫子市債権管理条例の制定について

1. 制定の目的

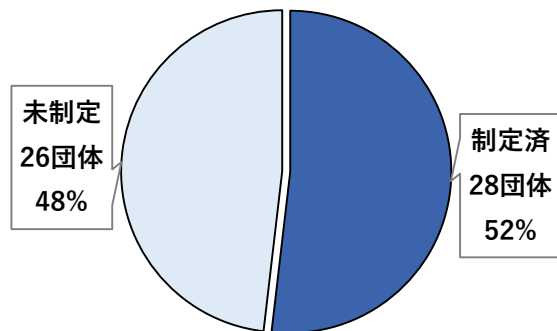
(課題1) 市の債権管理に関する統一したルールがない

→ 台帳の整備を義務付けて適切に管理

(課題2) 履行が見込めず時効期間の満了だけでは消滅しない私債権が累積し、管理に係る業務量が増大

→ 債権を放棄できる限定的な要件を規定
要件に合致すれば、議会の議決を経ずに放棄を可能とし、
履行が見込めない債権の管理に係る業務を減じて効率化

2. 県内市町村の制定状況 (令和5年4月1日現在)



54市町村中28市町 (52%) が制定済 (千葉県も制定済)

26市町村 (48%) が未制定

東葛6市中3市 (松戸市・柏市・野田市) が制定済

3市 (我孫子市・流山市・鎌ヶ谷市) が未制定

3. パブリックコメントの結果

期間：令和5年12月1日から令和6年1月4日まで

意見数：0件

4. 条例の主な内容

(台帳の整備)

第5条 市長等は、市の債権を適正に管理するため、規則で定めるところにより台帳を整備しなければならない。

→ 債権管理の更なる適正化に向けて、督促を行ってもなお履行されない債権については、
履行状況や交渉履歴、財産状況などの情報を記載する債権台帳の整備を義務付ける。

(債権の放棄)

第6条 市長等は、市の債権（消滅時効について時効の援用を要するものに限る。以下同じ。）について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該市の債権及びこれに係る損害賠償金その他の徴収金の全部又は一部を放棄することができる。

→ 適正な債権管理を続けても履行の見込みがなく、時効期間の満了だけでは消滅しない私債権について、次のいずれかに該当する場合に限り、放棄が可能となるよう規定する。

1. 破産等により免責された場合
2. 債務者が死亡し相続人がいないときや限定承認があったときにおいて、相続財産の価額が強制執行費用や当該債権に優先して弁済すべき債権の金額を下回る場合
3. 債務者が死亡し相続人の存在・不存在が明らかでないときにおいて、相続財産法人から弁済を受ける市の債権の金額が相続財産清算人の選任に要する費用を下回る場合
4. 強制執行や債権の申出の措置をとったが履行されず、なお無資力で履行の見込みがない場合
5. 徴収停止の措置をとったのち相当の期間が経過してもなお地方自治法施行令第171条の5各号に該当し、債務の履行が著しく困難・不適當な場合
6. 生活困窮状態にあり資力の回復が困難で、相当の期間が経過してもなお履行の見込みがない場合
7. 消滅時効が完成した場合